

別紙 1

2005 年 10 月 20 日

(社) 日本ネットワークインフォメーションセンター

IPv6 アドレス割り振り手数料の変更について

1. 変更の内容

JPNIC では、JPNIC が受け付ける IPv6 割り振り申請のうち、特定の条件に当てはまる申請について、その割り振り手数料を 90%減額します。この減額は、2005 年 8 月 11 日以降に受け付けた IPv6 割り振り申請に遡って適用します。この変更は、2005 年 11 月 24 日（木）に開催される JPNIC 総会並びに JPNIC 理事会の承認を経て正式決定のうえ、実施されます。

これに伴い、JPNIC 文書「IP アドレス割り当て等に関する規則」の該当部分を変更します。変更は 2005 年 11 月 25 日に公示され、2006 年 1 月 25 日より施行します。（減額は 2005 年 8 月 11 日まで遡って適用します。）

2. 減額対象となる割り振り

減額対象となる割り振りは、既存の IPv4 インフラストラクチャに対しての IPv6 アドレス空間割り振りとなります。また、減額後の金額が現在の最低割り振り手数料（¥29,954）以下になる場合、90%の減額は適用されず、現在の最低割り振り手数料（¥29,954）が適用となります。以下にいくつかの例を示します。また、次頁の料金表も参考にしてください。

（減額対象となる割り振り申請の例）

- 既存の IPv4 インフラ・ユーザに対し、IPv6 サービスを提供する目的で IPv6 アドレスの初期割り振り申請を行う場合。
- 既存の IPv4 インフラ・ユーザに IPv6 サービスを提供する予定だが、既に割り振りを受けた IPv6 アドレスでは不足するため、追加の割り振り申請を行う場合。

（減額対象とならない割り振り申請の例）

- 既に IPv6 アドレスの割り振りを受けた指定事業者が、追加割り振り基準 (HD-ratio=0.8) を満たしたことを理由に追加割り振り申請を行う場合。
- 既存の IPv4 インフラ・ユーザを持たず、新規に IPv6 ネットワークを構築するために割り振り申請を行う場合。

この他、個々のケースについて減額の対象になるか確認したい場合は、ip-service@nir.nic.ad.jp までお問い合わせくださいますようお願いいたします。

3. 経過措置

2005年8月11日以降、規則の変更（2006年1月25日）以前に受けた割り振り申請のうち減額の対象となるものについては、一旦当センターからの請求を差し止め、2006年2月に減額した金額で請求を行います。減額対象にならないものについては、従来通り割り振りの翌月に請求を行います。

4. 料金表

（金額は税込）

割り振りアドレスサイズ （プリフィクス標記）	サイト基準値 （HD-Ratio=0.8）	減額対象外 割り振り手数料（＝ 現状）	減額対象 割り振り手数料
/32 もしくは/48	7,132	¥29,954	¥29,954
/31	12,417	¥52,151	¥29,954
/30	21,619	¥90,800	¥29,954
/29	37,641	¥158,092	¥29,954
/28	65,536	¥275,251	¥29,954
/27	114,105	¥479,241	¥47,924
/26	198,668	¥834,406	¥83,441
/25	345,901	¥1,452,784	¥145,278
/24	602,249	¥2,529,446	¥252,945
/23	1,048,576	¥4,404,019	¥440,402
/22	1,825,677	¥7,667,843	¥766,784
/21	3,178,688	¥13,350,490	¥1,335,049
/20	5,534,417	¥23,244,551	¥2,324,455
/19	9,635,980	¥40,471,116	¥4,047,112
（以下省略）			

（計算例）

- 新規に IPv6 インフラを構築し、/32 の割り振り申請を行う場合：¥29,954
- IPv4 顧客・インフラを持たず新規に IPv6 インフラを構築し、/31 の割り振り申請を行う場合：減額対象外 → ¥52,151
- IPv4 顧客が 100 万人存在することを実証し、初期割り振りを受ける場合：/23 の割り振りで減額対象 → ¥440,402

5. 本件の背景

本割引は、APNIC から NIR に対する IPv6 割り振り手数料については、その割り振りが IPv4 インフラをベースにしたものであることを条件に、90%の減額を行うことを APNIC が決定し、2005 年 8 月 11 日に実施されたことに伴い、JPNIC でも同様の減額を指定事業者向けに行うものです。

6. 今後の動き

本減額措置は、最低割り振り手数料が設定されていること、申請の内容によって減額対象となるものとならないものがある等複雑であることから、現在 JPNIC は他の NIR (KRNIC、TWNIC、CNNIC、VNNIC 等) と共同で、IPv6 アドレス割り振り手数料の完全撤廃を APNIC に対して提案しています。

先日 (2005 年 9 月) 行われた APNIC20 ミーティングではこの提案に対しコンセンサスを得たものの、その後メーリングリスト上では反対意見も寄せられており、完全撤廃が実現するか不明確な状況です。しかしながら IPv6 アドレス割り振り手数料の撤廃が APNIC で承認された際には、JPNIC でも IPv6 割り振り手数料を撤廃する予定です。

本件については、結論が出次第指定事業者の皆様にご連絡いたします。
今後ともよろしく願いいたします。

以上